

長崎農産物マーケティング強化支援事業実施要綱

第1 趣旨

県では、農産物の価格形成力向上による農業者の所得向上を図ることを目的に、デジタル化や多様化する消費者ニーズ等に対応したプロモーション活動等、農業団体等の新たなマーケティング手法の構築への取組を支援するため、この要綱の定めるところにより、長崎農産物マーケティング強化支援事業を実施する。

第2 事業の内容及び補助の対象となる経費

県は、予算の範囲内において、別表に掲げる農産物のマーケティング強化支援対策にかかる事業の経費を対象として補助するものとする。

第3 事業実施主体

事業実施主体は、農業協同組合、農業者の組織する団体、農業法人、農業者と一体的な取組を行う流通団体等とする。

第4 定義

- この要綱において、「農産物」とは、長崎県内で生産された農産物、畜産物及び林産物、並びに長崎県内で生産された農産物等を原料とした加工品をいう。
- この要綱において、「農業団体」とは、県内の農業協同組合及び農業者の組織する団体、農業法人、農業者と一体的な取組を行う流通団体等とする。
- 「農業者の組織する団体」とは、農業者3戸以上で組織され、規約や共同での販売体制等が整備されている団体とする。
- 農業法人とは、農業を営む県内の農地所有適格法人または農業を営む農業法人とする。
- 「農業者と一体的な取組を行う流通団体等」とは、以下の(1)または(2)とする。
 - 県内農畜産物を取り扱い、かつ小売業または他の卸売業に商品を販売する主に卸売業を生業とする県内に本社を置く中小企業者
 - 県内農畜産物を取り扱う小売業や卸売業等で組織される団体であって、中小企業等協同組合法に基づき設立された県内の団体
- 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。ただし、次のいずれかに該当する中小企業者は除く。
 - 発行済株式の総額又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

第5 事業計画及び推進指導體制

- 事業実施主体は、事業実施計画（様式第1号及び2号）を作成し、知事に提出して、その承認を受けるものとする。
- 事業実施主体が農業者と一体的な取組を行う流通団体である場合においては、計画承認申請時に農業者と一体となった取組に関する計画書（様式第3号）を合わせて提出するものとする。一体的に取り組む農業者とは農業団体及び個人にあつては3戸以上とする。
- 事業実施主体は関係機関と連携のうえ、事業の効果的、効率的な推進に努めるものとする。

第6 事業の着手

補助事業の着手は交付の決定後に行うものとする。ただし、交付の決定前に申請者の責任においてやむを得ず事業に着手する場合は、その理由を記載した交付決定前着手届（様式第4号）を知事に提出しなければならない。なお、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知のうえで行うものとする。

第7 事業の完了報告

事業実施主体は、毎年度、事業が完了したときは、長崎農産物マーケティング強化支援事業完了報告書（様式第1号及び2号。以下「完了報告書」）を作成し、事業の完了した日から30日を経過した日または当該年度の3月1日のいずれか早い日までに知事へ提出するものとする。

第8 証拠書類の保管

事業実施主体は事業実施計画及び完了報告書等、補助金の交付に関する証拠書類及び経理書類を事業完了年度の翌年度から起算して10年間保存しておくものとする。

第9 農林業振興施策との連携

この事業の推進にあたっては、農林業の振興対策並びに消費、流通の推進に関する行政施策との有機的な連携を図るものとする。

附則

この要領は令和7年度予算に係る事業から適用する。

別表（第2関係）

区分	事業の内容	経費の項目
マーケティング 強化支援対策	商談会及び展示会等の開催・参加等	広告宣伝費 販売促進費 旅費 送料 使用料 等
	小売店舗及び外食店舗等における産直フェアの開催・参加等	
	テスト販売の実施等	
	量販店、外食産業等の仕入れ担当者等との協議・産地招へい等	
	農畜産物の販売にあたって使用する販売促進資材等の作製等	
	その他（農産物のマーケティング強化に資する取り組み）	

様式第1号（第5、第7関係）

番 号
年 月 日

長崎県知事 ○○ ○○ 様

住 所
申請者（法人にあつては名称
及び代表者の氏名）

令和 年度長崎農産物マーケティング強化支援事業実施計画の提出について

長崎農産物マーケティング強化支援事業実施要綱第5の1に基づき、長崎農産物マーケティング支援事業実施計画を提出します。

（注）事業完了報告書を提出する場合には、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第5の1に基づき、長崎農産物マーケティング支援事業実施計画」を「第7に基づき、長崎農産物マーケティング支援事業完了報告書」とすること。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○—○○○—○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○—○○○—○○○○）

様式第2号（第5、第7関係）

令和 年度長崎農産物マーケティング強化支援事業実施計画

1. 直近年度の実績

令和〇年度 長崎農産物マーケティング強化支援事業完了報告書及び実績報告書のとお
り（添付）※事業完了報告時は添付不要

2. 取組品目、内容、成果目標等

No	取組品目	取組内容	成果目標
記載例	みかん	〇〇店舗への販売促進員の設置	売上げ〇〇円
1			
2			
3			
4			
5			

（注1）行が不足する場合は追加すること

3. 事業費

No	事業内容	事業費		積算根拠
			うち補助金	
1		円	円	
2		円	円	
3		円	円	
4		円	円	
5		円	円	
	合計	円	円	

（注2）Noは1と揃えること。行が不足する場合は追加すること。

4. 事業着手（予定）年月日

5. 事業完了（予定）年月日

様式第 3 号（第 5 関係）

農業者と一体となった取組に関する計画書

取組の概要	
-------	--

農業者（農業法人）名

番号	農業者 （農業法人）名	（農業法人の場合） 代表者名	住所	農産物名	備考

（注）行が不足する場合は追加すること

番 号
年 月 日

長崎県知事 ○○ ○○ 様

住 所
申請者（法人にあっては名称
及び代表者の氏名）

令和 年度長崎農産物マーケティング強化支援事業に係る交付決定前着手届

令和 年度長崎農産物マーケティング強化支援事業実施要綱第6に基づき、下記条件を了承の上、
交付決定前に着手するので、届け出ます。

記

- 1 事業主体の責任において交付決定前に着手することとし、交付決定にならなかった場合は事業実施主体の負担となること。
- 2 交付決定を受けるまでの期間に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 3 補助金交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 4 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更（事業の内容変更）はないこと

区分	事業費	着手年月日		
		うち県補助金	着手年月日	完了予定年月日
長崎農産物マーケティング強化支援対策				

(理由)

発行責任者及び担当者
発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)
発行担当者 △△ △△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)